

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和8年3月定例会)

1 開催日時 令和8年3月23日(月)午後1時30分から午後1時52分

2 開催場所 浪江町防災交流センター 会議室

3 出席委員(12人) 欠席委員(0人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 出席委員(17人) 欠席委員(2人)

浪江地区担当	畠山 行男	(出)	大堀地区担当	山田 勝広	(出)
浪江地区担当	佐川 洋一	(欠)	大堀地区担当	半谷 祥一	(出)
浪江地区担当	緒形 亘	(欠)	苅野地区担当		( )
幾世橋地区担当	鎌田 光男	(出)	苅野地区担当	高野 諭吉	(出)
幾世橋地区担当	廣内 忍	(出)	苅野地区担当	吉田 あや子	(出)
幾世橋地区担当	安部 正之	(出)	苅野地区担当	松本 善郎	(出)
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	(出)	苅野地区担当	笠井 宏光	(出)
請戸地区担当	脇坂 薫	(出)	津島地区担当	今野 勝彦	(出)
請戸地区担当	荒川 勝己	(出)	津島地区担当	木幡 一郎	(出)
大堀地区担当	遠藤 定郎	(出)	津島地区担当	菅野 一利	(出)

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(賃借権設定)	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	2件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件	
議案第5号	浪江町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について	

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	紺野 ゆかり

議長 それでは、只今より 3 月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は 12 名でございます。また、推進委員数は 17 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 2 番松田委員及び 11 番武藤委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。  
(〇〇委員退席)  
再開いたします。

それでは、議案第 1 号について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
議案書の 2 ページをご覧ください。(議案書 2 ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 苅野地区担当の吉田です。  
譲渡人〇〇さんとは、3 月 14 日に直接会って、聞き取りを行いました。申請地は、義母が所有し耕作していましたが、震災後仙台市に避難し一緒に暮らしていました。義母と夫を亡くし、譲渡人は農業の経験もなく子供たちも学生であることから、譲受人からの申し出を受けることにしました。  
譲受人〇〇さんとは、3 月 17 日電話で聞き取りを行いました。南相馬市に居住し、野菜を作っています。室原の所有地は、復興組合の草刈りや自分自身でも荒らさないように管理しています。申請地は、自身の所有地に隣接していることから譲ってもらうことにしたそうです。説明は、以上です。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 1 号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 1 号に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。  
(〇〇委員入室)

再開いたします。

つづきまして、  
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議  
の件 賃借権設定 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

それでは、議案書の 12 ページをご覧ください。(議案書 12 ページ 読み上げ)

議案書の 20 ページ、21 ページをご覧ください。申請地の位置図及び案内図となっております。

農地法第 7 版の 26 ページ、27 ページをご覧ください。

申請地は、用途地域における第 1 種中高層住居専用地域に含まれておりますので、農地種別は、第 3 種農地に該当します。

第 3 種農地は、原則許可のため、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考えられます。

申請地は、地域計画の対象地に含まれておりませんので、地域計画の達成に支障ありません。

議案書の 23 ページをご覧ください。資材置き場、作業スペースとして利用する計画となっております。

【追加資料①】の 1 ページをご覧ください。3 月 16 日に実施した現地調査の写真となっております。

本案件は、3,000 m<sup>2</sup>以下の用途地域内農地ですので、当委員会が許可権者となっております。

説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

畠山推進委員

浪江地区担当の畠山です。

この議案の設定人と被設定人は、〇〇さんで同一人物です。3 月 15 日に電話で聞き取りを行いました。申請地は、年 2 回以上の草刈りをし

ていましたが、休耕していました。今後は、申請の通り有限会社〇〇〇の資材置き場と作業スペースに活用したいそうです。聞き取り内容は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、現地調査委員より説明をお願いします。

川島委員 3月16日現地を確認してきました。現地では、代理人〇〇さんより経緯や現状を説明していただきました。申請地の隣接地は、東は麦畑、南は営農再開をしていますが、境界ブロックや水路もあり、営農への支障はないかと思ひますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ござひませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行ひます。

議案第2号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第2号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 賃借権設定 1番及び2番 について、関連しておひますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは一括審議といたします。

議案第3号1番及び2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書25ページ 読み上げ)

議案書の25ページをご覧ください。(議案書25ページ 読み上げ)

1番及び2番ともに、当初の土地利用計画とレイアウトに変更はありません。

変更後の工事期間につきましては、1番及び2番ともに令和8年6月末日までとなっております。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、1番及び2番ともに特段問題がないと考えられます。

【追加資料①】の2ページ及び3ページをご覧ください。3月16日に実施した現地調査の写真となっております。  
また、【追加資料②】が1番、【追加資料③】が2番の変更申請前の当初申請関係書類として、参考までに添付しております。  
なお、本案件は、1番及び2番ともに、3,000㎡以下の一時転用となっておりますので、当委員会が許可権者となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

荒川推進委員 請戸地区担当の荒川です。  
3月16日現地にて〇〇〇の担当〇〇さんより聞き取りを行いました。追加発注があったために延長になるので、問題ないかと思ひます。よろしくお願いたします。

議長 つづきまして、現地調査委員より説明をお願いします。

柴野委員 3月16日現地を確認しました。請戸・両竹地区は、津波被災地で水田は耕作していません。ふくしま森林再生事業の追加施工地変更による工期延長であり、事業内容からも周辺農地への影響はないと思ひます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございせんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。

採決は議案ごととし、挙手により行います。

議案第3号1番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第3号2番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件 についてですが、推進委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、○推進委員及び○○推進委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。

(○○推進委員、○○推進委員退席)

再開いたします。

議案第 4 号 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案書の 46 ページをご覧ください。(議案書 46 ページ 読み上げ)

※地区名、地区ごとの合計筆数、合計面積のみ読み上げ

議案書の 48 ページをご覧ください。北棚塩地区について、地権者数が 4 人、借受人が 1 人、賃貸借面積が 0.9 ヘクタール、賃貸借期間は「令和 8 年 5 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日」までの 6 年間です。担い手については、記載のとおりです。

議案書の 51 ページをご覧ください。南棚塩地区について、地権者数が 2 人、借受人が 1 人、賃貸借面積が 1.1 ヘクタール、賃貸借期間は「令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日」までの 10 年間です。担い手については、記載のとおりです。

なお、各要件については事務局で問題ないことを確認しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 4 号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 4 号に原案のとおり承認を与えます。

ここで○○推進委員、○○推進委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(○○推進委員、○○推進委員入室)

再開いたします。

つづきまして、  
議案第 5 号 浪江町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。（議案書 54 ページ読み上げ）

議案書の 55 ページをご覧ください。被委嘱者に関する情報は記載のとおりです。

苅野地区で欠員が生じた農地利用最適化推進委員について、令和 8 年 1 月 5 日から同年 2 月 4 日までの 1 か月間、欠員募集を行い、1 名の募集に対し 1 名の推薦がありました。

2 月 20 日の農地利用最適化推進委員選考委員会において、阿部 <sup>そうじ</sup> 壯司さんが候補者に決定しましたので、今回議案を上程いたします。なお、承認いただけました場合、定例会終了後に委嘱状交付式を予定しております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（質疑無し）  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 5 号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 5 号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和8年3月23日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後1時52分

議 長

議事録署名人 (2 番)

議事録署名人 (11 番)